

第2章 災害予防計画

第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画

【計画の指針】

災害対策を円滑に実施するため、事前に具体的な方法や手順を明確にした対策マニュアル、必要な設備や資器材等を準備する。

自主防災訓練の企画・運営支援や、住民等が訓練に参加しやすい環境整備を促進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	本部事務局、消防局、消防団
3 事業所防災体制の強化	本部事務局、消防局、消防団
4 防災訓練の充実	本部事務局、消防局、消防団
5 防災広報の充実	本部事務局、総合政策部、消防局、消防団

1 防災組織の整備

(1) 災害対策本部及び事務局の機能強化

災害発生初動期において、迅速かつ円滑に対応するため、災害対策本部及び本部事務局を強化する。

(2) 市各部

地震発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、対策マニュアルの作成・修正を行う。また、毎年的人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担を検討し、周知を図る。

(3) 市職員

地震発生時に本計画に基づき職員は速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。

(4) 市施設

市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなど事前準備を行うとともに、行動計画を作成する。

また、小・中学校等については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の学校安全計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画を立てておく。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

イ 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。

ウ 警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(5) 避難所運営態勢

市は、避難所の開設・運営の支援に当たる避難所直行職員を指定する。

避難所直行職員は、避難所の開設・運営の支援を円滑に行うため、「避難所開設運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努める。また、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。

(6) 防災会議医療部会

平成26年度に設置した「医療部会」において、災害時超急性期及び応急医療について検討し、より実効性のある体制を整備する。

(7) 災害対応マニュアル及び業務継続態勢

災害発生時、全庁的に対応できる体制を推進するため、松戸市災害対応マニュアルの逐次見直しを実施する。マニュアルにおいて重要業務継続のための対策について検討し、市役所業務の継続計画作成に資する。

(8) 関係機関

市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。

(9) 人材の育成

各種防災体制の整備を図るとともに、それらを効果的に運用していくため、研修及び訓練を充実し、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった職員の育成強化に努める。

2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。

特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【資料編 松戸市地域防災リーダー設置要綱】

ウ 活動支援

松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。

【資料編 松戸市自主防災組織補助金交付要綱】

〈自主防災組織の活動項目〉

平常時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成
発災時	① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ⑥ 避難所の自主運営

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月改訂）に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

(3) 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、町会・自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、大規模店舗・大規模集合住宅等多数の人が出入りまたは居住する施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防局は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層等の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

なお、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防局は危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上や防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

4 防災訓練の充実

地震発生時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年11月の第2週の土曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。

〈総合防災訓練の訓練項目例〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 東海地震予知情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達② 危険箇所の巡視、避難勧告・指示、避難誘導③ 消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送④ 食料、飲料水、救護所、その他の救援活動⑤ 交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保⑥ 避難者の受け入れ、避難所運営⑦ 応急復旧⑧ 災害支援 等 |
|---|

(2) 個別訓練

地域防災計画、対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

ア 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資器材等の操作の習熟等）を実施する。

イ 消防訓練

消防機関は、警防本部の設置、職団員の参集・配備及び知識・技術の習熟などの訓練を実施する。

ウ 個別活動訓練

学校、幼稚園、保育所で行う児童・生徒・園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練などを実施する。

〈個別訓練の項目例〉

① 避難訓練	② 避難所開設運営訓練
③ 避難所運営シミュレーション (HUG)	④ 図上訓練 (DIG)
⑤ 参集訓練	⑥ 通信訓練
	⑦ 救助訓練 等

(3) 自主防災組織等の防災訓練

ア 育成指導

地域の実情に応じた、自主的な防災訓練等を定期的実施するよう指導し、住民自ら情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難・誘導・救護、避難所の開設運営等が適切に行えるよう、住民一人ひとりの防災行動力の向上を図る。

イ 訓練災害補償等

自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、財団法人日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済制度」により補償等を行う。

ウ 訓練用資器材の整備

自主防災組織等の訓練用資器材の整備充実に努める。

(4) 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加させ、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。

5 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS（ツイッター、フェイスブック等） 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 地震に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・ 避難路、避難地 ・ 避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 建物の耐震対策、家具の固定 ・ 災害危険箇所 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 発災した災害の情報及び市の対応 ・ 応急救護の心得 ・ 要配慮者について ・ 避難所の開設運営

第2節 地盤災害予防計画

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所が75箇所あり、そのうち8箇所が区域指定され保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。

また、大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 土砂災害の防止	本部事務局、街づくり部、建設部、県東葛飾土木事務所
2 液状化対策	本部事務局、街づくり部、建設部
3 地盤沈下防止	本部事務局

1 土砂災害の防止

(1) 土砂災害の防止

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

【資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧】

イ 土砂災害警戒区域の指定等

知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を「土砂災害警戒区域」に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

市は指定された区域における警戒避難体制を整備する。また、「土砂災害特別警戒区域」における建築物の構造、開発規制もしくは移転等の対策を進める。

ウ 土砂災害危険箇所の公表

土砂災害の危険がある箇所を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。

(2) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第3条2）。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30°以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するものうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(3) 宅地造成地災害の防止

地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第20条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

【資料編 宅地造成工事規制区域図】

2 液状化対策

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。

特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、建築確認申請時等に対策工法を指導するものとする。

また、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3 地盤沈下防止

河川沿いの低地の地盤沈下を防止するため、県と連携して、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について「千葉県環境保全条例」（平成7年千葉県条例第3号）に基づき適切な指導を行う。

第3節 都市防災計画

【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、市内の約350棟の建物が全壊し、約5件の炎上出火が発生するおそれがある。

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家財の転倒等の犠牲となっており、建物の耐震化は最重要課題である。また市内には、火災の危険性が高い木造密集市街地が複数存在するほか、消防活動困難区域も存在するため、延焼火災を軽減し、安全に避難できる市街地整備や消防体制も重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 出火防止	消防局、消防団
2 初期消火	消防局、消防団
3 延焼の拡大防止	消防局、消防団
4 建築物の不燃化	街づくり部
5 防災空間の整備・拡大	街づくり部、建設部
6 市街地の整備	街づくり部
7 建築物等の耐震化	街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県水道局、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、町会・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。

ウ 防災管理者制度の普及

消防法第36条の防災管理者制度に伴う防災管理者の育成・指導に努める。

防災管理者が作成する消防計画には、地震被害を軽減させる予防対策、特殊な災害時の関係機関への通報および避難誘導に関する規定等を設けるよう指導する。また、多数の者が出入りする大規模な防火対象物には自衛消防組織を設置させ、火災等による被害軽減のため、具体的な編成や運用体制などについて消防計画に定め、災害時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

さらに、消防計画及び共同防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

エ 予防立入検査の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

オ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

カ 火災警報器等の設置

消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、台所、階段等)に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。

(2) 危険物製造所等の保安監督の指導

危険物施設等の所有者、管理者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

松戸市火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動期間を始めとし、年間を通じて火災予防思想の普及啓発活動を実施する。

2 初期消火

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

ア 消防資器材等の整備

消防車両、装備、資器材は、耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い維持管理を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて整備を図る。

イ 消防職員の確保

「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

(2) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。

(3) 救助・救急体制の整備

消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資器材の整備に努める。

また、ちば救急医療ネットやメディカルコントロール体制等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、次の取組を検討する。

ア 事業者の消防団活動に対する理解の促進

(ア) 消防団協力事業所表示制度の導入

(イ) 消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

イ 消防団への加入の促進

(ア) 幅広い住民に向けた広報啓発活動

(イ) 市職員等の加入促進

(ウ) 在勤者・通学者の入団の検討

(エ) 大学等に対する働きかけ（学生消防(分)団の設置等）

(オ) 企業等に対する働きかけ

(カ) 女性の加入促進

(キ) 定年年齢の引き上げの検討

ウ 処遇の改善

エ 装備の改善

4 建築物の不燃化

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物が密集し多くの被害を生じるおそれのある地区においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市域は全域、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、緑地や生産緑地・農地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようにする。

このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、「保全樹林地地区」・「特別保全樹林地地区」・「保護樹木」の指定を推進するとともに、樹林地の重要性に応じて「市民緑地」、「特別緑地保全地区」を指定するなど、段階的に保全に取り組む。また、江戸川沿いの斜面林の保全が必要な区域は「特別緑地保全地区促進区域」と位置づけるほか、みどりの保全力による樹林地の保全力を向上させる地区を「みどりの保全力推進モデル地区」として位置づけ、多様な手法により積極的な保全を図る。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、公園が不足する地域において、計画的な公園整備を行い防災機能の充実に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い路線から整備を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭あいでお老朽化した木造住宅が密集した地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成するため、土地区画整理事業等の面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(1) 密集市街地等の整備

西馬橋地区、栄町や西馬橋の一部、坂川東側を中心とする木造密集市街地、その他基盤未整備地区については、土地区画整理事業、地区計画、住環境整備事業、松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱などを活用し、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図りながら、公園・オープンスペースの創出などの不燃化を進める。

(2) 宅地開発の規制

将来の都市における合理的な土地利用計画を担保するため、小規模な開発行為の許可等に際

しては、松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づき無秩序な市街化を防止し、生活環境の整備を図る。

7 建築物等の耐震化

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、必要に応じて指導・助言を行っていく必要がある。

そこで、国の耐震改修に関する補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の拡充・建物所有者への周知・啓発、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画（平成20年）を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベース化について検討する。

さらに、同法に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物等の所有者等に対し、その実施と報告を期限内に行うよう指導する。

(2) 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(3) 公共建築物の対策

- ア 公共建築物の耐震化の推進
- イ コンピュータシステムのバックアップ体制の確保
- ウ 収容避難場所などに自家発電設備の推進
- エ 家具や棚等の転倒防止策の推進

(4) 公共建築物の設備の耐震化

市有建築物は、市有建築物の耐震化整備プログラムに基づいて、震災時の応急活動拠点である建築物を優先して耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、プログラムの実行を推進する。

その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

(5) ブロック塀等の改修促進

通学路等を中心にブロック塀の実態把握を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

(6) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成2年11月）を準用して、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者等の専門知識の普及や啓発に努める。

人通りが多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、実態を把握し、危

険性があるものには所有者等に改善措置を指導するとともに、外部の置物等の落下防止も指導する。

(7) 家具・大型家電の転倒防止

県及び市は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(8) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

ア 水道施設

水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資器材の整備を図る。

イ 下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。

ウ 電力施設

地震時における電力供給確保の観点から、電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に、電力事業者とその他ライフライン事業者が協力して、これらの推進に努める。

エ ガス施設

ガス製造設備、ガス導管、ガスホルダーなどのガス施設の耐震化を進めるとともに、緊急遮断装置の設置などにより二次災害の発生の防止に努める。

オ 通信施設

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

(9) 道路及び交通施設の耐震化

ア 道路

防災上重要な路線を重点的に、のり面の安全対策、新設及び拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

イ 橋梁

橋梁の耐震化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。

ウ 鉄道施設

鉄道施設については、各鉄道事業者が指針等に基づいて耐震対策に努める。

第4節 防災体制の整備計画

【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、約8割が断水し、避難所収容者数は6万人以上に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部
3 応急医療体制の整備	健康福祉部、病院事業、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、千葉県接骨師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり部
6 ボランティア活動環境の整備	健康福祉部、(社)松戸市社会福祉協議会

1 防災施設等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 防災倉庫等の整備

ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備を推進する（一部余裕教室活用）。鍵の保管について、災害発生時に各主体の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営組織が設立されたところへ倉庫の鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

(3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

【資料編 備蓄倉庫・備蓄品一覧】

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

2 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

ア 住民の備蓄

住民は、災害発生後、3日間から1週間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

〈備蓄品の例〉

飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの

イ 事業所の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を3日以上備蓄し、自立できる体制整備を図る。

ウ 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等の多数が集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

エ 市の備蓄

備蓄の対象人口を61,218人（プレート境界の地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、1日分の食料（183,654食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

ア 備蓄情報の共有

千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。

イ 供給体制の整備

国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。

また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。

ウ 備蓄物資の選定

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活に配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

エ 民間業者等との協定締結

市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。

救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。

【資料編 災害協定一覧】

3 応急医療体制の整備

(1) 防災会議医療部会

ア 災害時に、被災地に来援した救護チームが活動できる拠点の整備、市の救護活動の調整役としての災害医療コーディネーターの配置及びマニュアルの作成等について検討し、より実効性のある応急医療体制の整備を推進する。

イ 医師会、医療機関と協力し、超急性期を重視した松戸市災害時医療救護マニュアルを整備する。

- ・医療機関等との協力体制の確立、トリアージを実施する病院等
- ・医療救護班の編成、派遣
- ・医療救護所の開設運営

(2) 後方医療体制の整備

災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車及びヘリコプター等を利用した搬送体制について関係機関と協議して確保する。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

災害時における円滑な医薬品等の確保のため、松戸健康福祉センター（保健所）、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立する。また、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資器材を応急救護所に備蓄するほか、各支所に流動備蓄^{*}する。

※流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市立病院と交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市立病院で使用する。

4 緊急輸送体制の整備

(1) 災害時重要路線の選定

県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保

ア 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きを行う。

イ 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

ウ 水上輸送

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。水上輸送の窓口となる松戸緊急船着場及び防災船着場の整備を進める。

5 住宅対策体制の整備

(1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

6 ボランティア活動環境の整備

(1) 受け入れ体制の整備

災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう(社)松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

(2) ボランティア組織への要請

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(4) ボランティアコーディネーターの養成

県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

第5節 避難体制整備計画

【計画の指針】

プレート境界の地震の被害想定では、約5件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で6万人以上と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、市民部、生涯学習部、学校教育部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

1 避難場所等の指定・整備

(1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の3種類とする。指定に当たっては施設管理者の同意を得るとともに、県への通知及び公示並びに市民への周知を図る。

ア 避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。災害対策基本法の指定緊急避難場所の基準に適合する施設で、公園や公共空地等を指定する。

イ 避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。災害対策基本法の指定避難所の基準に適合する施設で、学校、市民センター等を指定する。

ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節 1(1)ア 参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。地域福祉避難所として老人福祉センター等を、二次福祉避難所として協定等を締結した団体を、確保し指定する。

【資料編 避難場所一覧】

(2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛

布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。

エ 被災者のプライバシー及び安全の確保、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。

オ 福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

(3) 避難所運営方針

ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル(平成25年10月)」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。

イ 福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。

2 避難路の整備

住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

(1) 広報活動

松戸市防災マップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項等について周知する。

(2) 避難行動・避難の必要性の周知

避難者抑制のため、自宅が無事な市民は避難所への避難を控え、自宅避難生活を送ることを原則とする。このため、日頃から備蓄物資の確保や家具の固定等、必要な備えをしておくよう啓発に努める。

(3) 避難所の開設・運営についての周知

災害発生時に、地域が主体となり自主的に避難所の開設・運営ができるよう、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、学校等の関係者へ周知する。

(4) 避難場所標識の設置

指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

第6節 通信施設整備計画

【計画の指針】

大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。

このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	本部事務局、消防局
2 非常通信体制の強化	本部事務局、消防局、防災関係機関
3 多様な情報ツールの活用	本部事務局、市民部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の整備

災害時に一般電話が輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される東日本電信電話株式会社から市役所、消防署、病院に設置されている「災害時優先電話」を災害発生時に有効活用できるよう、設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設する。

(2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理

防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年6月より、MCAデジタル無線を導入し、整備を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。

こうした既存の通信機器及び機材は、常に活用できるよう定期的に点検整備を行う。

また、定期的な通信訓練及び研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制作りと無線局の適正な運用を図るものとする。

(3) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(4) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておく。

※災害時優先電話：

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話（株）千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て、災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

3 多様な情報ツールの活用

(1) インターネットの活用

松戸市安全安心メール配信サービスへの登録を推進し、緊急災害情報を住民等がリアルタイムに共有できる体制を確保する。

(2) アマチュア無線局の活用

災害時のアマチュア無線局の活用について連携に努める。

(3) その他通信手段の充実

その他、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第7節 要配慮者対策

【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難行動要支援者に対する対応	健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、(社)松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	健康福祉部、福祉長寿部、子ども部
3 乳幼児や妊産婦に対する対策	健康福祉部、子ども部
4 外国人に対する対策	経済振興部
5 地域の実情に合わせた配慮	健康福祉部、福祉長寿部、(社)松戸市社会福祉協議会、子ども部

1 避難行動要支援者に対する対応

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義

ア 要配慮者の定義

高齢者・障害者・乳幼児・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。

イ 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。

本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険における要介護3・4・5認定者 ② 障害者（身体障害1，2級及び知的障害（療育手帳A等）、精神障害者1級） ③ 65歳以上の一人暮らし高齢者 ④ その他災害時の避難支援が必要と認められる者 |
|---|

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の把握

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握 ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握 ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握 |
|--|

- ④ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握
なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した避難行動要支援者の情報をもとに、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。要支援者名簿には、次の事項を記載し、記録する。

- ① 氏名 ②住所 ③性別 ④生年月日
⑤電話番号その他連絡先 ⑥避難行動要支援者区分 ⑦その他市長が必要と認める事項

ウ 要支援者名簿の更新

- ① 関係部課で把握している、要介護認定情報、各種障害手帳台帳等における情報、障害程度区分情報、住民基本台帳情報等は、定期的に要支援者名簿に反映・更新できるよう努める。
- ② 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などから、登録が必要と思われる方の情報を受けた場合、登録の申請書等を郵送し、登録の意思確認を行い、要支援者名簿の情報を更新するよう努める。
- ③ 新たに要支援者名簿に掲載されたものに対しては、要支援者名簿情報の提供に対する同意の確認を行うよう努める。また、死亡や転居等により削除が必要なことがわかった場合、速やかに要支援者名簿より削除する。

(3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者の定義

市は、避難支援等を実施する、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者、その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義する。

イ 避難支援等関係者への要支援者名簿情報の提供

- ① いざという時の、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に役立てるため、市は、平常時より避難支援等関係者に、要支援者名簿情報を、あらかじめ必要な限度で提供するものとする。
- ② 提供する要支援者名簿情報は、要支援者名簿に掲載された当該避難行動要支援者から、避難支援等関係者への情報提供に同意を得たものに限るものとする。
- ③ 要支援者名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域や関係者など必要最低限に限るものとし、無用な情報流出を防ぐよう努めるものとする。
- ④ 要支援者名簿情報の提供を受けた場合、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、要支援者名簿情報等で知りえた個人情報等を正当な理由がなく漏らしてはならない。そのため、そのことを十分認識し、可能な場所で要支援者名簿情報の保管を行う、必要以上に要支援者名簿情報の複製を行わない等、適切に管理する。また、団体が要支援者名簿情報の提供を受けた場合、その団体内部で取り扱うことができる者を限定する。
- ⑤市は、要支援者名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利や利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時要援護者 避難支援の手引き（千葉県、平成21年10月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成27年3月）」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを

作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

(5) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実にするための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、消防局と連携し、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成21年10月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（社）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(8) 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。

(9) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

なお、避難誘導の留意事項は次のとおりである。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、避難行動要支援者を適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町会・自治会等の単位で行うこと。また、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとする

オ 避難行動要支援者については、その状態に応じた適当な避難誘導を行うとともに、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者（以下、「入所者等」という。）の安全を確保するとともに、その他福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の非常用発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から市と連携し、他の福祉施設との相互協力や近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入所者等の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入所者等の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入所者等に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

3 乳幼児や妊産婦に対する対策

平常時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う。

また、関係するボランティア団体との連携などを行う。

4 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

5 地域の実情に合わせた配慮

共働きの両親を持つ子どもやその他家庭の事情により、日頃から地域での見守りや支援が必要となる世帯は、災害発生時にも配慮が必要となる可能性があることから、平常時から学校や地域と連携して、見守りや支援、こころのケアなどができる体制の構築に努める。

その他、支援や配慮が必要となる方が居住している地域では、自主防災組織や町会・自治会等の支援可能な関係者により、地域の実情に合った支援体制の構築を検討する。

第8節 帰宅困難者等対策

【計画の指針】

関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 一斉帰宅の抑制	本部事務局、広報部
2 帰宅困難者の安全確保	本部事務局、市民部、経済振興部、街づくり部

1 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールของ普及・啓発を促進する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。

また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

(3) 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

(4) 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、

消防機関等により構成する「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、帰宅困難者対策の強化を図っている。

その他の駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、市全体での帰宅困難者対策の強化に努める。

第9節 調査研究計画

【計画の指針】

大規模な災害が発生するたびに、新たな問題が表面化し、災害の教訓は尽きることがない。また、防災に関する調査、研究は日々追求され、防災技術も年々進歩している。

災害の教訓や防災技術の動向を常に把握して、本市地域の減災や防災力の向上に役立つものを絶えず取り入れていくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
調査研究計画	本部事務局

(1) 防災計画にかかわる情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、情報を相互に交換する。

(2) 防災に関する文献・資料の収集・整理

市内の地震時のデータや過去の災害記録等を整理し、市民に公表する。

また、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物などについて、今後も継続して随時収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究の実施

本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。